

## 第10章 水防活動

### 第1節 非常配備体制

#### 1 町の非常配備体制

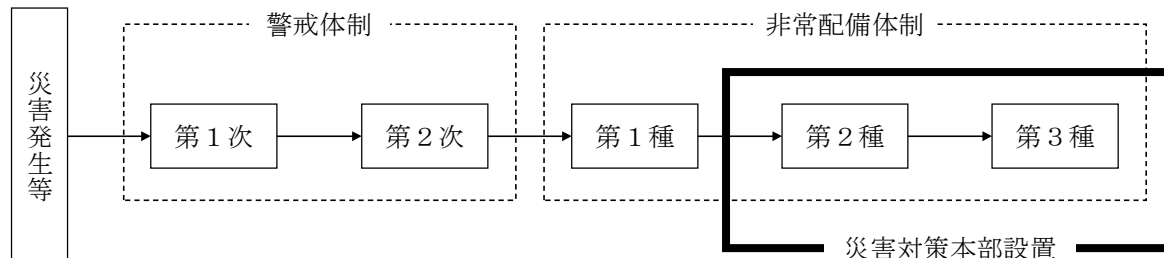
町は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備体制により水防業務を処理するものとする。町職員の非常配備体制は、音更町地域防災計画 第3章 第2節「5 警戒体制及び非常配備体制」に定めるところに準じ、以下のとおりとする。

本町において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に予防対策、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて、警戒体制又は非常配備体制を指令する。

##### (1) 体制の区分

体制の区分は、次のとおりとする。また、配備基準、配備体制及び活動内容は、資料編1-5のとおりである。

※資料編1-5：音更町災害時に係る警戒体制及び非常配備体制



#### 2 消防機関の非常配備体制

法第17条の規定により、町は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

その基準はおおむね資料編2-4のとおりである。

※資料編2-4：消防機関の非常配備体制

## 第2節 巡視及び警戒

### 1 平常時

水防管理者、消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に通知するものとする。

河川等の管理者及びため池その他これに準ずる施設の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章に定める河川管理者のほか、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防活動に従事する者等が立会又は共同で行うことが望ましい。

### 2 出水時

水防管理者等は、非常配備を指令したときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所（第3章参照）を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、十勝総合振興局長及び河川等の管理者に連絡し、十勝総合振興局長は知事に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第7節に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

### 第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、消防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間を考慮して、消防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

※資料編5－8：水防工法

## 第4節 緊急通行

### 1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

### 2 損失補填

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

## 第5節 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

## 第6節 避難のための立退き

災害による避難のための立退きの指示等は、次に定めるもののほか音更町地域防災計画第5章第4節「避難対策計画」の定めるところによる。

また、避難指示等の発令にあたっては、別冊の「避難情報の発令判断・伝達マニュアル（案）」を参考に行うものとする。

(1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する帯広警察署長にその旨を通知するものとする。

(2) 水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を十勝総合振興局長に速やかに報告するものとする。解除した場合も同様とする。

(3) 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め一般に周知しておくものとする。

※避難情報の発令判断・伝達マニュアル（案）別冊

## 第7節 決壊・漏水等の通報

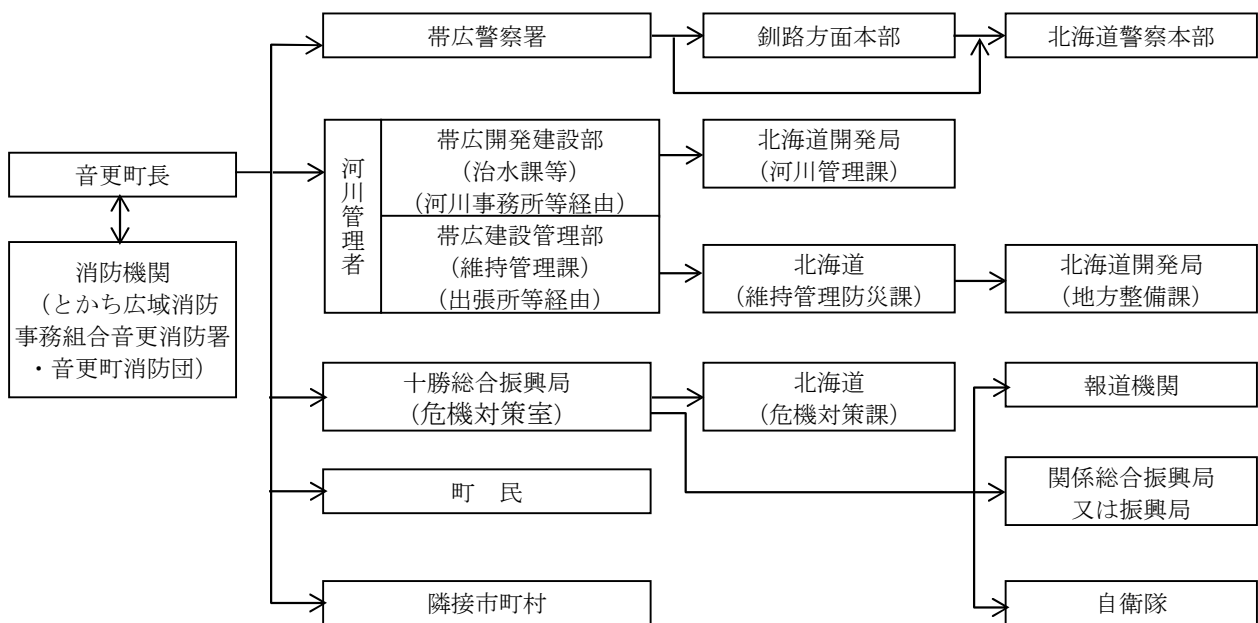
### 1 決壊・漏水等の通報

法第25条の規定により、水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長、水防協力団体の代表者又はダム等の管理者は、直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には町長に避難指示等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

### 2 堤防等の決壊・漏水等通報系統図

堤防等の決壊・漏水通報系統図は次のとおりである。



音更町 水防管理者 (危機対策課長) (音更消防署長)	通報先	担当者	電話
	帯広警察署長	警備課	25-0110
	帯広開発建設部長	治水課	24-4105
	帯広河川事務所長	工務課	25-1294
	十勝総合振興局 帯広建設管理部長	維持管理課	26-9211 27-8708
	十勝総合振興局長	危機対策室	26-9023
	帯広市長	総務課	24-4111
	幕別町長	町民課	54-2111
	池田町長	総務課	015-572-3111
	士幌町長	総務企画課	01564-5-5211
	鹿追町長	町民課	0156-66-4031
	清水町長	総務課	0156-62-2111
	芽室町長	総務課	62-9720
	町民		





## 第8節 水防配備の解除

### 1 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなり、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、十勝総合振興局長を通じ知事に報告するものとする。

### 2 消防機関の非常配備の解除

消防機関の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。